

神奈川県の水源環境税（水源を保全・再生するための個人県民税超過課税）との関係

第6回税制研究会の意見状況

- ・ 今回、横浜市が検討している市民税超過課税と、神奈川県の水源環境税（個人県民税超過課税）とでは、その目的が全く異なると説明するとわかりやすいのではないか。
- ・ 横浜市内の緑地を保全することは、横浜市域における水循環にも貢献していると言える。全く目的が異なるとは言えないのではないか。
- ・ 水源環境税を原資とする「水源環境保全・再生に関する市町村特別交付金」の充当先については、県の当初案では、横浜市の緑地保全についても、都市部の水循環に貢献し、都市住民の水循環とのふれあいや学習の場ともなるという趣旨で対象となっていた。最終的に、県内の水源を直接涵養する県西部の森林部分に、交付金を集中することとなったため、対象外となっただけである。

【考え方】

- ・ 横浜市と神奈川県が、仮に同じ目的で超過課税を行っても、課税団体が異なっているため、地方税法上、問題はない。
- ・ しかし、用途が重なる場合に、当該部分を考慮に入れなければ、重複課税の問題が生じ、市民の理解と納得を得ることは難しい。
- ・ 神奈川県の水源環境税について見ると、これは、県民への良好な水の供給を目的に県西部を中心とした森林保全事業経費に充てるものであり、現在、横浜市の緑地保全に対する充当（交付金等）はない。したがって、横浜市が検討している超過課税と、神奈川県の水源環境税は、現時点においては、明らかに用途が異なっている。
- ・ 一方で、そもそもの趣旨を考慮すると、目的・用途には相通じるものがあり、仮に、神奈川県において見直しが行われる場合は、横浜市の緑地保全に対する充当（交付金等）を求めていくことが考えられる。
- ・ 神奈川県において見直しが行われた場合は、現在検討中の市民税超過課税についても、見直しを行っていくことが考えられる。